

第2編教育 令和4年度授業料の減免等の特例に関する規程

令和4年度における宮城大学授業料の減免等の特例に関する規程

令和4年3月23日

規程第185号

(趣旨)

第1条 この規程は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びその余震（以下「東日本大震災」という。）による被害を受けた世帯の学生に係る宮城大学の令和4年度の授業料の減免等に関し、宮城大学学生納付金の減免等に関する規程（平成21年規程第47号。以下「減免規程」という。）の特例を定めるものとする。

第2条 東日本大震災により学生又は当該学生と生計を一にする家計支持者が被害を受けた場合において、減免規程第3条第1項第二号を適用する授業料免除申請をした者については、同条第6項の規定は適用しない。

(委任)

第3条 この規程の施行に必要な事項については、別に定める。

附 則 (R4.3.23 第184回理事会)

この規程は、令和4年4月1日から施行し、令和5年3月31日をもって廃止する。